

平成14年度第4回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

平成14年8月19日(月)
13:30~16:30
全県総連厚生会館(5階大会議室)

【審議状況】



開会の挨拶 (鈴木工事検査課長)

議 事

- 1 議事概要書署名委員の指名
・委員長より、永瀬久光委員、福富玲子委員、宮城俊彦委員を署名委員として指名。

2 再評価実施個所の詳細説明及び審議

(1) 下水道事業

- ・再評価箇所 特定環境保全公共下水道事業(関市)
- ・説明者 遠藤関市下水道課課長補佐

<審議内容>

- Q) 回分式活性汚泥法を採用した理由は。
A) 標準の処理方法は三段階の工程であり、3つの水槽が必要となりますが、この方式の場合は一つの水槽でばっき、沈殿の二段階の工程が処理できるため、水槽が一つで済みコンパクトになることから用地が少なく済みます。
- Q) 焼却灰は無料なのか有料なのか。
A) 運搬費相当の価格であり、実質的には無料に等しいと考えられます。
- 意見) 業者により生産されるブロックについても、処理の副産物になるので、便益に加えてもいいのではないかと。
- Q) 1系列なのか。
A) 水槽が二つあり、交互運転により対応しています。
- Q) 処理能力は1,800m³/日なのか。
A) 現在の流入量は2系列あわせて1,200m³/日となっています。
1,800m³/日は全体計画での数値です。
- Q) 説明資料では水槽が2つあるがなぜか。
A) 殺菌のための水槽が必要となります。
- Q) 全体計画には人口の伸び等を考慮してあるのか。
A) 考慮してあります。
- Q) 人口伸び率は、計画と実際ではどうなのか。
A) 平成8年度までは伸びてきていますが現在は横這いです。
将来的には東海環状自動車の完成により伸びるものと予想されます。
- Q) 工場用地の開発も見込んであるのか。
A) はいそうです。
- Q) 公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域関連特定環境保全公共下水道の3つの事業名があるが違いはあるのか。
A) 流域関連特定環境保全公共下水道は流域下水道の処理区に含まれる部分、公共下水道は市街化区域内の処理区、特定環境保全公共下水道は市街化区域以外や観光地等で必要な区域として区分しており、事業の内容等に違いはありません。
- Q) 資料(平成14年度再評価対象箇所一覧表)の特記事項に「放流先河川等の水質改善が図られている」と記載があるが、河川側によって改善が行われているようにとらえられてしまうのではないかと。
A) 資料の表記内容については今後改めます。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

- ・再評価箇所 特定環境保全公共下水道事業（中津川市）
- ・説明者 岩島中津川市水道部下水道課長

<審議内容>

- Q) 処理方法の採用方法について説明して下さい。
- A) 小規模な下水処理方法として、安価であると思われる工法を採用した。
- Q) 下水汚泥が少ない等のメリットはあるのですか。
- A) 特に下水汚泥が少なくなるということはありません。
攪拌する等の電気料が主な費用であり、安価であります。
- Q) 現在は750m³/日の処理施設が整備済みであり、500m³/日が使用されているのでしょうか。
- A) はい。1系列分の750m³の内、日max500m³の汚水流入があります。
- Q) 下水汚泥の処理方法はどのようになっているのですか。
- A) 現在は、搬出・埋め立て処理を行っております。
平成15年度末に、ゴミ焼却施設が完成する予定なので、平成16年度以降は焼却し、焼却灰（熔融スラグ等）を有効利用出来る様に考えております。
- Q) 関市は事業費が35億円に対し中津川市は47億円となっているが、その違いを教えてください。
- A) 中山間地であり、管路勾配が急である等、立地条件が異なっている。
マンホールの数が増えたりしているが、小口径のマンホールを使用する等コストダウンを図っている。
- Q) 現在、浄化装置を付けている民家に下水道を通すことについて住民との問題はなかったのか。（負担する費用等）
- 岐阜市では合併浄化槽が90%程整備されているところに下水道を計画したところ「そんなことはしなくていい!」との問題があったところがある。
- A) 下水への接続は比較的安価になっている。
処理費用についても処理量等の違いもあるが、殆ど変わらない。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

- ・再評価箇所 流域関連特定環境保全公共下水道事業（美濃加茂市）
- ・説明者 池田美濃加茂市水道部下水道課課長補佐

<審議内容>

- Q) 未整備区域の2haの他事業とはどういう事業なのか、また、その将来的な見通しはどうか。
- A) 県道の拡幅事業に関連する区間と、河川改修事業に併せて下水管を埋設する区間となります。
どちらも、県により用地買収等が進められており、進捗の目途を得ております。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

- ・再評価箇所 公共下水道事業（可児市）
- ・説明者 山田可児市土木課河川砂防係長

<審議内容>

- Q) ボックスカルバートによりコスト縮減になると説明を受けたがどういうことなのか。
- A) オープン形式の場合は、転落防止のためのフェンスの設置や草刈り等の維持管理等が必要となり、総合的に検討するとボックス形式のほうがコスト的に有利と考えています。
- Q) 計画に対して順調に執行されているとあるが、進捗率等を他事業と比較するとおかしいのではないか。
- A) 他の下水道事業を加えると約70%となりますが、事業認可後は10%程度となっています。
- Q) この事業のみで考えると進捗率は良くないのでは。
- A) そうなります。
- Q) コンクリートで固められた整備がされているが、地元住民の意見はどうか、また、環境に対する配慮はしたのか。
- A) 河川事業の場合は環境に配慮していますが、下水道事業の場合は雨水を安全に排除することを優先に考えています。
- Q) 雨水排除計画や雨水貯留施設の検討は具体的にどう考えているのか。
- A) 確率は一般的に5年から10年であり、この事業においては、放流先の一級河川が20年確率で計画されていることや、下流の整備状況より5年確率としています。
雨水貯留施設は、学校の運動場や公園の地下を想定していますが、整備時期については未定です。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

- ・再評価箇所 公共下水道事業（養老町）
- ・説明者 青木養老町水道課長

<審議内容>

Q) 下水処理方式の違いがあるが、どの方法が有利であり、安価なのか

A) 養老町では一般管理が容易であり、安価なものを採用している。

処理方式は多種多様である。

比較的処理量が小規模の場合は、

オキシデーションディッチ法（養老町・中津川市）

回分式活性汚泥法（関市・垂井町）

好気性ろ床法（洞戸村・笠原町）等がある。

処理場の用地等確保の問題より

処理場面積が大の場合→オキシデーションディッチ法が有利

〃 小の場合→その他の方式を選択

供用後のコスト（人件費・維持管理等）が少なく、簡単で容易なものと考えて、オキシデーションディッチ法を採用することが多い。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

- ・再評価箇所 公共下水道事業（垂井町）
- ・説明者 高木垂井町下水道課長

<審議内容>

Q) 費用便益計算において、何を便益として評価しているのか。

A) 数値にあらわせない抽象的なものとなりますが、生活環境の改善として水路の覆蓋化による臭気の遮断や病原性微生物による人的な健康被害の軽減等があり、トイレの水洗化による住宅環境の改善や浄化槽の設置・維持管理費の低減、汲み取り式トイレの場合に必要な汚泥処理の削除等があります。また、公共水域の改善や、工業用水・農業用水に利用する場合の浄化費用の軽減、雨水排除の場合には浸水の防除等を一般的な下水道整備の便益としています。

Q) この事業における一番大きな便益はなにか。

A) 水路の蓋の設置費用、浄化槽の設置・維持管理費用等になります。

Q) 完成予定年度が平成32年度となっているが早期完成はできないのか。

A) 昨年度の計画の見直しにより処理区域が1,010haとなり、事業期間を延長しております。早期完成に向け努力しておりますが、処理区域が大きく長期間を要します。

Q) 費用便益比が1.043と小さく住民の理解を得られにくいですが、数値化できない効果も含めて何らかのメリットがあるため、それらを考慮して住民への説明等を行っていただきたい。

A) わかりました。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

- ・再評価箇所 特定環境保全公共下水道事業（洞戸村）
- ・説明者 松田洞戸村建設課長

<審議内容>

質疑なし

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

- ・再評価箇所 公共下水道事業（笠原町）
- ・説明者 吉田笠原町下水道課工務係長

<審議内容>

Q) 全体計画で好気性ろ床法+高度処理施設となっているが、認可では好気性ろ床法のみとなっていることについて説明してほしい。

A) 好気性ろ床法は窒素、燐の除去が他の工法より少し劣る。

平成20年以降に高度処理施設を増設し、厳しくなってくる規制に対応したい。

Q) 好気性ろ床法を採用した理由は、

A) 1. 建設費（用地含む）が安価である。

2. 自動化で容易に処理出来る。（自動化は笠原町にとって重要）

3. 少ない用地で建設できる。（建設用地の制限があった）

Q) 事業期間を平成20年度から平成32年度に変更した理由は何か。

A) 変更した理由は、

1. 経済状況の変更（地場産業の低迷し工業出荷額がピークの6割になった）

2. 人口の伸びが平成3年度に計画した時に対し、横這い（少し減少）の傾

向になったこと。

Q) 設計流入水質 (SS) が平成3年の計画 (360) に対し違ってきた理由は

A) 平成3年度にはSSを360で計画していたが、工業出荷額が減少してきたことにより、平成13年度の事業計画の見直しでSSを290とした。

Q) 汚泥処理はどうしているのか。

A) 現在は供用開始直後であるので処分場に埋め立て処分していますが、多治見市と焼却炉の建設を進めており、今後は焼却により処理を行い、焼却灰はスラグにして建設資材へのリサイクルが可能となります。
焼却炉は来年度の4月より稼働予定となっています。

Q) 需要としては何がありますか。

A) スラグは道路の路盤材等に使用できます。

意見) 将来的には需要が無くなると考えられ、需要と供給のバランスが合わなくなることは、各自治体において問題となっています。

Q) 受益者負担金は、平成32年度までを想定して30万円としているのか。

A) 見直しの際の財政計画において検討しておりますが、十分だと考えています。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

3 審議内容とりまとめ

本日審議した再評価箇所8件については、事業主体の対応方針の案を了承する。ただし、財政的な問題もあるが早期の完成に留意して事業の進捗を図るよう意見を述べた。

【下水道事業】

「特定環境保全公共下水道事業 (関市)」	…継続
「特定環境保全公共下水道事業 (中津川市)」	…継続
「流域関連特定環境保全公共下水道事業 (美濃加茂市)」	…継続
「公共下水道事業 (可児市)」	…継続
「公共下水道事業 (養老町)」	…継続
「公共下水道事業 (垂井町)」	…継続
「特定環境保全公共下水道事業 (洞戸村)」	…継続
「公共下水道事業 (笠原町)」	…継続

閉会の挨拶 (安田経営管理部建設評価指導室長)